

論文投稿規定

1. [投稿資格]

投稿するには、著者の少なくとも一人が、正会員もしくは U25 会員であるか、もしくはその他の会員として入会手続き済みであることを条件とする。

2. [原稿の種類]

投稿する原稿は、研究論文、研究ノート、資料とする。研究論文は、研究の学術的貢献が十分に認められ、論文としての完成度が高いもの、研究ノートは論文ほど完成度が高くないものの、学会誌掲載することが有意義であると認められるものであり、資料とは研究的価値は低い資料として学会誌掲載することが有意義と認められるものである。

いずれも、所定の査読プロセスを経て、それぞれの水準に達していると認められた場合に採択される。ただし、審査の結果、研究論文として投稿されたものについて、研究ノートもしくは資料として採択が許可されることがある。また、同様に研究ノートとして投稿されたものについて、資料としてのみ採択が許可されることがある。

3. [研究論文の判定基準]

投稿論文採否の判定基準は下記の通りである。

- (1) 論文の貢献（新規性、独創性、発展性、実務を含めた応用可能性、有益性、現象解明の諸点を含む創造性が十分であるか）
- (2) 完成度（既存研究の参照と位置づけ、目的・研究成果の明確性、用いられた資料・データの適切性、論理展開・分析の適切性、文章表現・図表の適切性、全体構成が適切であるか）

4. [重複投稿及び剽窃の禁止]

同一の論文等を、本学会もしくは他の学会等の審査付き論文集等に重複して同時に投稿することはできない。また、論文作成にあたっては、論文のオリジナリティを確保することはもちろんのこと、剽窃等他者の著作権を侵害してはならない。

5. [投稿料・掲載料]

原稿を投稿する者は会員の別に関わらず、投稿料として投稿時に 1 万円を支払うものとする。また、掲載が決まった時点で、6 ページまでは 1 万円、それを超過する場合は超過する頁について 2 万円/頁をさらに追加してさらに掲載料を支払うものとする。研究論文の場合は、最大 12 頁以内とする。研究ノート、資料の場合についても、最大 12 頁以内とする。研究論文、研究ノート、資料のいずれの場合においても、やむを得ない事情で超過する場合には、最大限度を超過する分について別途 5 万円/頁を追加で支払うものとする。

6. [掲載論文の形式について]

- ①原稿分量は、和文の場合はワープロを使用し、A4 版で 23 字×46 行×2 段(2116 字)とし、英文の場合も、同様のスタイルとする。いずれも題名・アブストラクトを含む。
- ②複数の著者による論文の場合には、論文への貢献度の大きいものから順に執筆者を列記すること。

③上記分量には図表を含む。図表は原稿に挿入すること。図、表それぞれに一連番号をつけ、図1・・・、表1・・・のような形で記載する。なお、図表は印刷時に約86%程度に縮小されることを考慮し、見やすさに注意すること。

④研究論文の場合は、書式見本に従って英文アブストラクトを添付すること。アブストラクトの最後に、英語のキーワード/フレーズを、3～5語/句の範囲で記入すること。

⑤参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にすること。参考文の引用は例に倣い、著者の姓、発表年を書く。

例：西田(1985)は・・・・・・、西田(1986a)によれば・・・・・・
・・・・・・が証明されている（西田・梅本、2019）。

Wang(1980)は・・・・・・。

⑦参考文献表は、本文末尾に著者のアルファベット順、年代順に記す。

同一著者の同一年代の文献は、引用順に a、b、c・・・・・・を付して並べる。

例：・論文の場合

立花晃(2023a)「国際ラーメンに関する研究」、『ARCRAS』1巻、pp12～24.

Nagai・R・Ramen(2019)“International Comparison of Ramen”, Creative Industries Society. pp16～32.

Nagai・R・Ramen(2019) *International Comparison of Ramen*, Creative Industries Society. pp16～32.

・書籍の場合

立花晃(2023b)『国際ラーメン文化』大和書房.

永井琉太・立花晃(2023)『国際ラーメン学』学陽書房.

7. [投稿方法]

学会誌投稿エントリーより電子投稿する。投稿時には、原稿の種類（研究論文、研究ノート、資料の区別）、和文論文名、英文論文名、執筆者情報（和英）、連絡先、論文枚数をwebより記入し、かつ、上記の要領で作成した原稿のpdfファイルをアップロードする。また、ただちに、国際ラーメン学会に論文投稿料1万円を支払うこと。投稿後、数日中に受け取りの通知を電子メールで行うが、万一、通知が来ない場合は、学会事務局に問い合わせること。

尚、原稿提出後の訂正には応じない。

8. [既発表論文等の訂正記事]

学会誌上に既に掲載された論文等の訂正記事を出す場合は、国際ラーメン学会事務局に訂正記事の原稿を著者連絡先の情報とともに送付すること。訂正記事は論文審査小委員会において審査の上、掲載が認められた場合には、所定の掲載料を、ただちに、国際ラーメン学会（下記9参照）に支払うこと。投稿後、数日中に受け取りの通知を電子メールで行うが、万一、通知が来ない場合は、学会事務局に問い合わせること。訂正記事の掲載料は以下の通りとする。(1)学会誌1/3ページ(500字相当)までは無料。(2)1/3ページを超えて1ページ以内の場合は2万円。(3)1ページを超えて2ページ以内の場合は5万円。(4)2ページを超える場合は追加1ページ毎に5万円を加算。よって、3ページでは10万円、4ページでは15万円などとなる。

9. [投稿料・掲載料の支払方法]

投稿料・掲載料は下記口座に支払うこと。

口座番号：PayPay 銀行 ビジネス営業部（支店名）005（店番号）

普通預金 6871080（普通預金）

加入者名：一般社団法人 国際ラーメン学会

（令和6年4月1日より施行）

10. [国際ラーメン学会著作権規程]

（令和6年4月1日施行）

（目的）

第1条 本規程は、国際ラーメン学会（以下、本会）の出版物（機関誌のほか Web サイト等を含む。以下同じ。）に投稿または寄稿される著作物（巻頭言、特集論説、特別論説、大会特集記事、研究論文、研究ノート、資料等。本会の依頼によって投稿されるものを含む。）に関する著作者の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

（著作権の帰属）

第2条 本会の出版物に投稿または寄稿される著作物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利を含む。日本国著作権法第18条から第20条までに規定される著作者人格権は含まない。以下同じ。）は本会に最終原稿が投稿または寄稿された時点から原則として本会に帰属する。

2. 著作者は、第1項に規定する著作権の本会への帰属に承諾する意思を、本会が定める様式に基づき、投稿時または寄稿時に文書にて申し出るものとする。書式は別途 Web サイトに記載する。

3. 著作者は特別な事情により第1項および第2項の原則が適用できない場合、投稿または寄稿に先立ちその旨を本会あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の取り扱いについては著作者と本会の間で協議の上、必要な措置を行う。

4. 投稿または寄稿された著作物が本会の出版物に掲載されないことが決定した場合、本会は当該著作物の著作権を著作者に返還する。

（不行使特約）

第3条 著作者は、以下各号に該当する場合、本会と本会が許諾する者に対して、日本国著作権法第18条から第20条までに規定される著作者人格権を行使しないものとする。

(1) 翻訳及びこれに伴う改変

(2) 電子的配布ほか、配布および保存の方法の変更に伴う改変

(3) 概要あるいは一部分のみ抽出して利用することに伴う改変

(4) 前各号の他の利用に伴う改変のうち、改変したことおよびその理由を明記したも

の

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から本会に対して、本会が著作権を有する論文等の著作物に関する利用許諾要請があった場合、本会は適切と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾を行う権利の運用を外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本会に対価の支払いがあった場合には、本会会計に繰り入れ学会活動に活用する。

(著作者の権利)

第 5 条 本会が著作権を有する著作物を著作者自身が本規程に従い利用することに対し、本会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が当該著作物を利用する場合、著作者は本会に事前に書面で申し出を行った上で、本会の指示に従うこととする。

3. 著作者は当該著作物を、本会の出版物の発行から 1 年経過後であれば、著作者個人の Web サイトまたは著作者が所属する組織の Web サイト等において、第 2 項の規程に関わらず、本会への事前申し出なしに掲載できる。

4. 著作者は当該著作物を、著作者が所属する組織の部内に限り、第 2 項の規程に関わらず、本会への事前申し出なしに利用できる。

(例外的取り扱い)

第 6 条 本会以外の学会等との共催行事に投稿または寄稿される著作物のほか、著作権について別段の取り決めがあるときは、前各号にかかわらず、当該取り決めが本規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第 7 条 本会が著作権を有する著作物に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会が著作者の協力を得て解決を図るものとする。

2. 本会に投稿または寄稿される著作物の内容、並びに第 5 条の著作者自身の著作権行使により第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第 8 条 この規程は令和 6 年 4 月 1 日より有効とする。なお、同日より前に投稿または寄稿された著作物の著作権に関する取扱いおよび本規程の運用については別途定める。